

プラ容器の出し方について《参考資料》



プラマーク

この識別マークが付いているものがプラ容器の対象です。
識別マークの無いものは可燃ごみになります。

Q1 汚れを落としてからということですが、汚れはどの程度落とせば良いのですか？

- せっかく分別しても、汚れていると資源としてリサイクルできません。
- 目で見て汚れが取れていれば良い程度に、食器を洗った残り水などですすいでください。
- すすいだ後、乾かしていただければベストですが、よく水切りをしていただければ結構です。
- 洗剤を使ってゴシゴシ洗う必要はありません。



Q2 「プラ容器」にはいろいろな種類があるが、種類ごとに分けて出さないとダメですか？

- 種類ごとに分ける必要はありません。透明または白色半透明の袋で一括して出してください。
- 袋は二重にして出さないでください。
- ※二重袋とは、レジ袋などの小袋に入れたプラ容器を、さらに大きな袋に入れて二重にすることで、リサイクルの支障となるので、必ず一重にしてください。

Q3 ケチャップやマヨネーズ、わさびなどのチューブ容器のように汚れが落としにくいものや油分のべとつきが取れないものはどうすれば良いのですか？

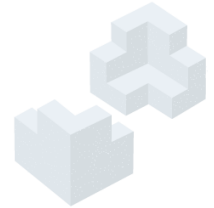
- 汚れが落ちないものは「可燃ごみ」として出してください。



Q4 発砲スチロールは「プラ容器」で出して良いのですか？

○ダンボール箱の中の商品を保護する発砲スチロール（緩衝材）は、外箱などに「プラ容器」であることを示す識別マーク（プラマーク）が表示されていることが多いです。プラマークのあるものは「プラ容器」に該当します。細かくして袋に入れてください。

○プラマークが付いていない魚箱は「可燃ごみ」として出してください。



Q5 なぜ、汚れをとる必要があるのですか？

○分別収集された「プラ容器」は、リサイクル業者が引き取り、建材資材などにリサイクルされています。汚れがひどい場合や異物が混入していると、容器包装リサイクル法で定めた基準に合わないため、リサイクル業者へ引き渡しできません。

※汚れが付着していないものや汚れを落としたものを「プラ容器」として出してください。

Q6 スナック菓子やお茶の袋で、内部がアルミコーティングされているものの分別は？

○プラマークのあるものは「プラ容器」として出してください。

○はたいて中をきれいにして出してください。



Q7 トレイにかかっているラップに付いている値札などの紙シールははがさないといけないのですか？

○少量の紙シールであれば、リサイクルすることはできます。はがれにくいものは付いたままでも結構です。



Q8 スーパーなどで生鮮食品を包んでいるラップと、家庭で使ったラップの分別方法を教えてください。

○商品の包装として使われたラップ

⇒商品を包んでいるラップは「プラ容器」として出してください。

○家庭で使ったもの

⇒材質は商品を包んでいるラップと同じですが、容器包装リサイクル法では「プラ容器」に当たらないので、家庭で使ったラップは「可燃ごみ」として出してください。

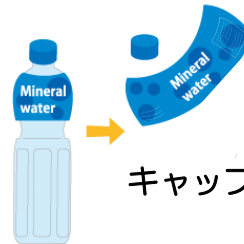


Q9 レジ袋はどうすれば良いのですか？

○レジ袋は「プラ容器」として出してください。二重袋にならないようご注意ください。
※マイバッグ等を利用してレジ袋を増やさないように工夫してください。

Q10 ペットボトルを出すときはどうすれば良いのですか？

○キャップとラベルが「プラ容器」の対象となります。
○ペットボトルは、これまで通り中をすすいでから「資源物」として出してください。



キャップとラベルは「プラ容器」

Q11 プラスチック製なのに、なぜ洗面器やコップは「可燃ごみ」なのですか？

○商品の入っていた容器や包装に使われているプラスチックやビニールが対象となりますので、容器自体が商品である洗面器やコップなどは「可燃ごみ」となります。



ごみの分別にご協力を

ごみ出しは日々の生活に不可欠なものです。きちんと分別し、決められた日に出しましょう。

一部の方がごみ出しの決まりを守らないために集積所が乱雑になり、周辺の方々に迷惑を掛けてしまうこともあります。

ひとり一人が正しいごみ出しをすることで、リサイクルを推進するとともに、集積所付近の衛生環境を整えることにもなりますので、分別のご協力をお願いします。

ごみ集積所に出されたごみで決まりが守られていない具体例

○生ごみ袋に名前が書いていない。

(自分が出すごみに責任を持っていただくためです)

○「可燃ごみ」の中に「生ごみ」が混入している。

(カラス等に荒らされてごみが散乱しないためです)

○一辺が60cmを超える大型のごみを出している。

(一辺が60cmを超えると「粗大ごみ」となり集積所に出すことができません。)

○スプレー缶に穴を開けずに出している。

(ごみ収集車の火災の原因となるためです)

○布団・座布団が「資源物」として出している。

(綿などを含んだものは、資源としてリサイクルできないためです)

○缶詰の缶、粉ミルクの缶、スプレー缶などが「資源物」として出している。

(「資源物」として回収するのは、飲料用に使った空き缶に限られております)

○びん・缶・ペットボトルをビニール袋に入れたままコンテナに出している。

(びん・缶・ペットボトルは種類ごとに分けずに、必ずビニール袋から出してコンテナに入れてくださいとお願いしております。コンテナがいっぱいになり、中に入れられない場合に限り、ビニール袋のままコンテナの上などに置いてください)

リサイクル率アップのため、
住民の方ひとり一人のご協力をお願いします。